

伊予市国民健康保険直営中山歯科診療所
電子カルテシステム（賃貸借）

仕 様 書

- 1 賃貸借件名
電子カルテシステム（賃貸借）

- 2 賃貸借期間等
 - (1) 賃貸借期間
令和6年7月1日から令和11年6月30日まで（60か月）
 - (2) 納入期限
令和6年6月28日

- 3 設置場所
愛媛県伊予市中山町中山丑 352 番地 1
伊予市国民健康保険直営中山歯科診療所（以下「歯科診療所」という。）

- 4 機器内訳
電子カルテシステム 一式
※機器の詳細については、別紙「機器仕様書」を参照すること。
※全ての機器について保守対応が限定されるため、同等品は不可とする。

- 5 機器の搬入、データ移行、調整
 - (1) 設置
 - ア ハードウェアからサーバー、クライアントまでのネットワーク機器及び LAN 配線は受注者が準備し、既存のデジタルレントゲンシステムとの接続及び設定を行い、即時使用可能な状態にできるようラッキング及びセットアップ作業を行うこと。
なお、デジタルレントゲンシステムの設定は、原則電子カルテシステム賃貸借契約の受注者が行うこととし、デジタルレントゲンシステム賃貸借契約の受注者に立会、接続及び設定作業を求めないこととする。
 - イ 受注者は、履行中に施設又は設備に損害を与えた場合は、速やかに報告するとともに、受注者の責務において原状復帰するものとする。
 - ウ 納入機器に使用されている梱包箱、衝撃吸収材等の廃品は、受注者において回収するとともに適切に処分すること。
 - エ 既存サーバー及びクライアントから今回賃貸するサーバー及びクライアントへのデータ移行作業後の動作確認は、歯科診療所担当者及び電子カルテシステムの技術員立会いで行うこと。
 - オ 事前に歯科診療所と日程調整の上、診療に支障のないよう作業を行うこと。
 - カ 契約後、導入時までには機器仕様書にある機器等に変更等（モデルチェンジ等）があった場合は、発注者と協議の上、同等以上の機器等とすること。

(2) 操作指導

マニュアルを作成し、歯科診療所担当者に提出の上、現地で操作説明を行うこと。

6 保守

発注者は、物件が常に正常な機能を果たす状態を保つための保守、点検及び修理等を必要に応じて行い、その費用を負担する。

7 入札

(1) 入札額（賃貸借料の範囲）

ア 本仕様書に記載のサーバー・クライアント・ネットワーク装置等の機器費、基本ソフトウェア費、ライセンス費、設置費、構築費等の当初経費

イ 機器等の固定資産税に関し、本件に係る固定資産税

ウ リース期間満了時における本契約内の全ての機器及び消耗品の撤去、廃棄及びリサイクル処理並びにデータ消去、データ消去に関する証明書の交付に係る費用

(2) 入札の方法

ア 本件に係る入札は一般競争入札とする。

イ 入札に当たっては、入札書に記載する金額を次のとおりとする。

a 電子カルテシステム賃貸借料（税抜） $\times 1/60$ 月

※ a の金額が最も低い業者を落札者とする。ただし、契約に当たっては、a の金額に 100 分の 110 を乗じた額（1 円未満切捨て）をもって契約金額とする。

ウ 賃貸借料単価の算定上、小数点以下に端数が生じるときは、これを切り捨てる。

(3) 契約

契約は本仕様書の全てを満たし、かつ、入札金額が最も低額であるものを落札者として契約を締結する。

8 検査

設置、設定等完了時に歯科診療所担当者による検収を行う。

9 賃借料の請求及び支払い

受注者は発注者が使用した月分の賃貸借料を翌月 5 日までに請求し、発注者は受注者から適法な支払請求書を受領したときは、使用した月の翌月末日までに支払うものとする。

10 情報資産保護に関する遵守事項

受注者及び本賃貸借の担当者は、本件の遂行に知り得た一切の事項・情報について、第三者に漏らしてはならない。

11 個人情報の保護

受注者及び本貸借の担当者は、本件に関連するデータの保管及び管理について、「個人情報の保護に関する法律」「伊予市電子計算組織の管理運営に関する規則」及び別記「個人情報取扱特記事項」に従い、当該データ等の漏洩、消滅、毀損等の事故を防止しなければならない。

12 管理体制

- (1) 受注者は、本件に従事する担当者名簿を作成し、契約締結後、担当課と協議の上、提出すること。
- (2) 受注者は、本件に従事する担当者に、歯科診療所内での作業中の身分証明書の着用を義務付けること。

13 目的外使用、複写及び複製の禁止

受注者は、発注者が所有する情報資産を本貸借の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。また、発注者に無断で複写、複製してはならない。本件を遂行するために機密情報を複写、複製した場合、その複製物は当該機密情報と同様に取り扱わなければならない。

14 保護対象となる情報

- (1) 発注者が保有する磁気テープ、磁気ディスク、フロッピーディスク、電子的記憶装置等の媒体に記録された情報
- (2) 発注者が保有する文書又は業務内容を指示する文書に記述される情報
- (3) 発注者が口述により受注者に伝える情報
- (4) 前各号に定めるもののほか、発注者が特別に受注者に指示した情報

15 その他

- (1) 提出された報告書や提案書については、伊予市情報公開条例の対象とする。
- (2) 報告書やこれに付随する資料は、全て発注者に帰属するものとし、他に公表、譲渡、貸与してはならない。
- (3) 契約書及び仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、別途協議を行うこととする。

(別紙)

機器仕様書

(1) ハードウェア 指定品：下記のとおり

メーカー名	品名	型式	数量
HP	デスクトップ PC (Windows10. PRO HiRDB 付属)	400G9 (PY-H-526G1AV-EWKP)	1
HP	ノート PC (Windows10. PRO HiRDB 付属 無線 LAN Bluetooth 付)	450G9 (PY-H-4D3X8AV-ATZV)	1
アイオーデータ	21.5 型ワイドモニタ	LCD-AH221EDB-B	1
OKI	LED プリンタ	B432dnw	1
日立	指静脈システム※USB ケーブル 2m 付	TS-E3F1-900UWP	1
バッファロー	外付 HDD	HD-SH3TU3	1
バッファロー	HUB	BS-GSL2008	1
オムロン	UPS	BY50S	1
バッファロー	セキュリティルータ※ケーブル 3 本付	WSR-1166DHPL2	1

(2) ソフトウェア

メーカー名	品名	数量
東和ハイシステム	院内電子カルテソフト Hi Dental Spirit XR-10i (LAN)	1
東和ハイシステム	院内電子カルテソフト Hi Dental Spirit XR-10i (クライアント)	1
東和ハイシステム	院内電子カルテソフト Hi Dental Net on JP1 (無償版)	1
東和ハイシステム	予約管理システム	1
トレンドマイクロ	ウイルスバスター (3 年・3 台)	1

(3) 設置、設定 指定業者：東和ハイシステム

メーカー名	品名	数量
東和ハイシステム	据付セットアップ (PC1 台基本)	1
東和ハイシステム	据付セットアップ (PC1 台増)	1
東和ハイシステム	立ち上げ指導	1
東和ハイシステム	インターネット環境構築	1

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、この契約による事務を処理するに当たっては、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

(使用者への周知)

第3 受注者は、この契約による事務に従事するものに対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき必要な措置を講ずる場合があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(収集の制限)

第4 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(使用等の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正な管理)

第6 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失及び毀損の防止その他の安全確保の措置を講じなければならない。

2 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報を事業所から持ち出してはならない。

(複写等の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から引渡しを受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引渡しを受け、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに発注者に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、当該指示した方法により処理するものとする。

(事故報告義務)

第10 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(取扱要領等の作成)

第11 受注者は、個人情報の適正な管理の確保を図るため、個人情報の取扱責任者及び業務従事者を定めるほか、個人情報の取扱いに関する要領等を作成し、発注者に報告しなければならない。

(実地調査)

第12 発注者は、受注者がこの契約による事務に関して取り扱う個人情報の管理の状況について、実地に調査し、又は受注者に対して報告を求めることができる。

(契約の解除)

第13 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認められたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(損害賠償)

第14 受注者は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務に関し、受注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。